○農林水産省告示第千七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町野々倉字桑木平六八五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区葉山島字鬼久保一一六七の四・一一六七の八・一一七七の二・一一八七の二（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一六七の六・一一六七の七・一一七七の四・一一七七の五（以上四筆国有林）、字堂ノ尾一一四六の二・字中平三五三の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、三五四の二・三五五の二（以上二筆国有林）、三五四の一、三五五の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第六回）及び事業計画の変更（第五回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年七月二十四日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　大阪府箕面市小野原東六丁目二番一号　独立行政法人都市再生機構彩都開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年七月二十四日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　大阪府大阪市北区梅田二丁目二番二十二号　独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部うめきた都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　番代沢川

二　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市羽黒町手向字羽黒山　三三番九　一号から十一号まで

○関東地方整備局告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　岡谷都市計画道路事業三・四・三号田中線

三　事業施行期間　自平成二十四年七月二十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県岡谷市田中町三丁目、若宮一丁目及び二丁目、南宮一丁目及び二丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　佐久都市計画道路事業三・四・五号堰端線

三　事業施行期間　自平成二十四年七月二十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県佐久市猿久保字前原、字下原及び根々井字才ノ神、字大原地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　上田都市計画道路事業三・六・三号中常田新町線

三　事業施行期間　自平成二十四年七月二十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県上田市常田二丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　茅野都市計画道路事業三・五・十五号上川橋線

三　事業施行期間　自平成二十四年七月二十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県茅野市宮川字西町及び字東町及び字六首川及び字通南並びにちの字八日市場地内

使用の部分　長野県茅野市ちの字八日市場地先河川敷、宮川字通南及び字東町地先河川敷地内

○関東地方整備局告示第二百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年七月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人長野県建築住宅センター